

山口市使用済小型家電等の引取り業務 仕様書

1 目的

本業務は、山口市（以下「発注者」という。）により回収された使用済小型家電製品を認定事業者に引き渡すことにより、効率的に再資源化を図ることを目的とする。

2 引取り対象物

発注者が金属・小型家電製品として収集し分別を行った、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下、「小型家電製品リサイクル法」という）第2条第1項、同法施行令第1条に規定する制度対象品目のうち、特定対象品目を除く全ての品目を対象とする。

使用済小型家電等については、解体をすることはなくそのまま引き取ること。

3 委託対象業者

小型家電製品リサイクル法により認定を受けた事業者のうち、山口県を対象としている事業者（以下、「受注者」という）

4 委託期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

5 予定引取り量

年間580トン程度

6 契約方法

対象物1トン当たりの単価契約とする。

運搬費も含んだ金額とすること。

7 引取り場所

山口市金属・小型家電製品選別ストックヤード

（山口市大内御堀 10489 番地 8、山口市リサイクルプラザ内）

8 業務内容

受注者は、小型家電製品リサイクル法に基づき、発注者が回収した家庭からの使用済小型家電等を引き取ること。

9 計量

受注者の計量器を使用し、その計量票により市に報告するものとする。

10 引取り

引取りは週2～4回程度。

引取りの日時については、発注者と受注者において調整する。

引取り量の増減により、引取り頻度を増減させるものとする。

11 運搬

運搬にあたっては法令を遵守し、過積載等を行わないこと。

発注者が所有するコンテナ（鉄箱、約 1,800 mm×1,200 mm×1,200 mm）に投入

された使用済小型家電等を、受注者のトラックに積み込みを行う。

積み込みについては、受注者自ら作業すること。

積み込みは、フォークリフトを施設の業務に支障のない範囲で貸し出すが、操作に注意し事故防止に努めること。

機材等を損傷させた場合は、速やかに届け出るとともに、受注者において修理等を行うこと。

フォークリフトの操作は、資格を持った者が行うこと。

初回以降の引取りは、前回引き取った発注者所有の空のコンテナと交換すること。

12 報告

受注者は、引き取った使用済小型家電等の数量を計量票により市に報告するものとする。

発注者は、必要に応じ資源化物の引渡し先等を確認することができる。

13 損害賠償

受注者は、受注者の過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

14 守秘義務

受注者は、本業務の履行にあたり知り得たことを洩らしてはならない。また、本業務の委託期間終了後も同様とする。

15 契約の解除

次の事項のいずれかが発生した場合若しくは仕様書の内容が順守できない場合は、発注者は契約を解除することができる。

- (1) 権利義務の譲渡行為
- (2) 役員及び従業員の信用失墜行為
- (3) 事故等の隠蔽行為
- (4) 過失による度重なる事故

16 その他

その他本業務の遂行に関し、疑義が生じた場合は協議して決定する。